

供給約款等以外の供給条件認可申請書

沖電お営営発第74号

平成 27 年 2 月 5 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役

大嶺 満

社長

電気事業法第21条第1項ただし書の規定により次のとおり供給約款等以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日 及び実施期間	平成27年4月1日以降相当の期間

別 紙

供給約款等以外の供給条件

(定額電灯および公衆街路灯 A の料金についての特別措置)

平成 27 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成 27 年 2 月 5 日届出。以下「供給約款」といいます。）の定額電灯または公衆街路灯 A により電気の供給を受け、契約負荷設備に 20 ボルトアンペアまでの容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）の電灯を含むお客さまで、かつ、この供給条件の適用の申出があった場合に適用いたします。

2 料 金

- (1) 供給約款 15（定額電灯）(4)の料金の算定上、契約負荷設備のうち 20 ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款 15（定額電灯）(4)ロ(イ)および供給約款別表 2（燃料費調整）(2)イ(イ)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

イ 電 灯 料 金

10 ワットまでの 1 灯につき	100 円 82 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	155 円 20 銭

ロ 基 準 単 価

10 ワットまでの 1 灯につき	1 円 20 銭 4 厘
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	2 円 40 銭 7 厘

- (2) 供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの料金の算定上、契約負荷設備のうち 20 ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロ(ロ)a および供給約款別表 2（燃料費調整）(2)イ(イ)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

イ 電 灯 料 金

10 ワットまでの 1 灯につき	89 円 60 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	137 円 93 銭

ロ 基準単価

10ワットまでの1灯につき	1円20銭4厘
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円40銭7厘

- (3) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

3 その他

- (1) この供給条件実施の際、現に供給約款等以外の供給条件（平成26年2月5日付け20140124資第20号認可。）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、この供給条件によるものといたします。
- (2) この供給条件適用の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、(1)の場合を除き、供給約款30（料金の算定）および供給約款31（日割計算）によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- (3) その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 延滞利息の適用開始時期

2 (料金) については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則2 (延滞利息の適用開始までの取扱い) を適用いたします。ただし、平成28年3月の検針日の翌日から平成28年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

2 延滞利息の適用開始までの取扱い

(1) 供給約款附則9 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (3)ニの早収料金の算定上、契約負荷設備のうち20ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款附則9 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (3)ニ(ロ) a および供給約款別表2 (燃料費調整) (2)イ(イ)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

イ 電 灯 料 金

10ワットまでの1灯につき	100円82銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	155円20銭

ロ 基 準 単 価

10ワットまでの1灯につき	1円20銭4厘
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円40銭7厘

(2) 供給約款附則9 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (6)イ(ロ)の早収料金の算定上、契約負荷設備のうち20ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款附則9 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (6)イ(ロ) b (a) および供給約款別表2 (燃料費調整) (2)イ(イ)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

イ 電 灯 料 金

10ワットまでの1灯につき	89円60銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	137円93銭

ロ 基準単価

10ワットまでの1灯につき	1円20銭4厘
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円40銭7厘

- (3) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第 27 条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第 27 条第 1 号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第 27 条第 2 号)

料金の算出根拠

(電気事業法施行規則第 27 条第 1 号関係)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

定額電灯および公衆街路灯 A における 20 ワットまでの電灯に適用する料金区分につきましては、現在、供給約款等以外の供給条件（平成 26 年 2 月 5 日付け 20140124 資第 20 号認可。）により、お客さまに適用しておりますが、今回の電気供給約款の変更を行なうにあたりましても、引き続き適用いたしたく、認可申請する次第であります。

(電気事業法施行規則第 27 条第 2 号関係)

料金の算出根拠

料金の算出根拠

料金率および基準単価は、供給約款の定額電灯および公衆街路灯 A の料金算定諸元をもとに、契約負荷設備の容量を勘案し、設定いたしました。

(1) 料金率表

区 分	単 位	料金率
		円
イ 定額電灯		
電灯料金		
10Wまで	1 灯	100.82
10Wをこえ 20Wまで	1 灯	155.20
ロ 公衆街路灯 A		
電灯料金		
10Wまで	1 灯	89.60
10Wをこえ 20Wまで	1 灯	137.93

(2) 附 則 (延滞利息の適用開始までの取扱い)

区 分	単 位	早収料金率
		円
イ 定額電灯		
電灯料金		
10Wまで	1 灯	100.82
10Wをこえ 20Wまで	1 灯	155.20
ロ 公衆街路灯 A		
電灯料金		
10Wまで	1 灯	89.60
10Wをこえ 20Wまで	1 灯	137.93

(3) 燃料費調整

区 分		単 位	価格または料金率
平均 燃料 価格	基準値	1 k l	円 25,100
	調整の上限価格	1 k l	37,700
基準 単価	イ 定額電灯 10Wまで	1 灯	円 1.204
	10Wをこえ 20Wまで	1 灯	2.407
	ロ 公衆街路灯 A 10Wまで	1 灯	1.204
	10Wをこえ 20Wまで	1 灯	2.407